

運 営 規 程

指定居宅介護支援事業

医療法人 上善会

ケアプラン星の里

ケアプラン星の里（指定居宅介護支援事業運営規程）

（事業目的）

第 1 条 医療法人上善会が開設するケアプラン星の里（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ、効率的に提供されるよう努めるものとする。

3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないように努める。

4 事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

（事業所の名称）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプラン星の里
- (2) 所在地 沖縄県石垣市字新川 2 1 2 4 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（介護支援専門員兼務）
管理者は事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとともに自ら指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 4 名以上
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする
ただし、年末年始（12/31～ 1/3）及び旧盆、祝祭日を除く
- (2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする

(指定居宅介護支援の内容及び利用料等)

- 第 6 条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。
- 2 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
 - 3 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
 - (1) 居宅サービス計画の作成に関する業務
 - (2) 居宅サービス計画の原案の作成
 - (3) サービス担当者会議の開催
 - (4) 必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連携調整、その他の便宜の提供
 - (5) 介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供

(緊急時等における対応方法)

- 第 7 条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他、緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第 8 条 通常の事業の実施地域は、石垣市、竹富町、与那国町の地域とする。

(その他運営についての重要事項)

- 第 9 条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を調整する。
- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 4 回
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 居宅介護支援事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(運営規程等の掲示)

- 第 10 条 居宅介護支援事業所は、居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は従事者に対し、当該業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他の重要事項)

第14条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

2 事業者及び従業者は、居宅サービス作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対象として、当該居宅サービス事業者等からの金品、その他の財産上の利益を収受してはならない。

3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人 上善会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成13年6月25日から施行する。
- 2 この規程は平成15年3月20日から改定する。
(事業所名称変更)
- 3 この規程は、平成16年6月1日から改定する。
(「職員の職種、員数及び職務内容」、「営業日及び営業時間」の変更)
- 4 この規程は、平成18年12月19日から改定する。
(職員の職種、員数及び職務内容の変更)
- 5 この規程は、平成23年4月21日から改定する。
(職員の職種、員数及び職務内容の変更)
- 6 この規程は、平成24年4月1日から改定する。
(職員の職種、員数及び職務内容の変更)
- 7 この規程は、平成24年10月1日から改定する。
(職員の職種、員数及び職務内容の変更)
- 8 この規程は、平成25年2月1日から改定する。
(職員の職種、員数及び職務内容の変更)
- 9 この規程は、平成26年9月25日から改定する。
(職員の職種、員数及び職務内容の変更)
- 10 この規程は、平成26年11月1日から改定する。
(職員の職種、員数及び職務内容の変更)
- 11 この規程は、平成27年4月1日から改定する。
(職員の職種、員数及び職務内容の変更)
- 12 この規程は、平成30年4月1日から改定する。
(職員の職種、員数及び職務内容の変更)
- 13 この規程は、令和3年4月1日から改定する。
(職員の職種、員数及び職務内容の変更)
- 14 この規程は、令和6年4月1日から改定する。
(運営規定の変更)